

【2000年2月2日】児童手当制度の改正について（答申）

社会保障制度審議会

平成12年2月2日

厚生大臣 丹羽雄哉殿

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一

児童手当制度の改正について（答申）

平成12年1月31日厚生省発児第5号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の改正案は、児童手当について、税制の調整によって得られる財源をもって、就学前児童の養育費負担を軽減する観点から改善を図ろうとするものであり、支給対象年齢の拡大を図ったことや扶養控除と児童手当の調整に踏み込む方向性については理解できる。

しかしながら、児童手当の給付及び財源に関する根本的な検討が不十分なこと、今回の改正案における税負担と給付の配分の変化に問題が残ること等を考慮すれば、当面の措置であるとしても問題なしとしない。

現下の少子化の急速な進展状況に照らして、総合的な対策を計画的かつ強力で推進していくべきであり、今後、そのための少子化対策の体系的な検討の中で、児童手当の具体的な在り方について、雇用・賃金、税制等との関連にも留意しつつ、速やかに検討を行うべきである。